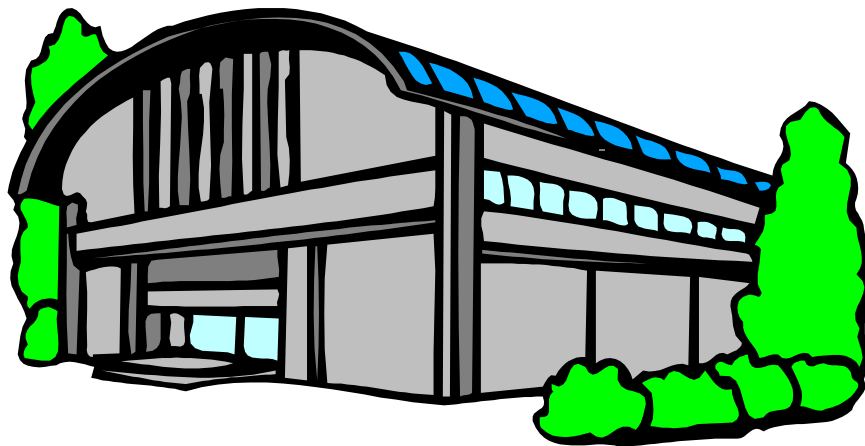


長浜市 学校体育施設

(体育館・武道場〈柔剣道場〉・運動場・テニスコート)

利用ガイド



令和6年度

長浜市 文化スポーツ課
(第17版)

目 次

学校体育施設の開放とは？	1
長浜市の学校開放事業のあり方	1
◆1 学校体育施設を利用するには	2
1-1. 学校体育施設利用団体として登録するための条件	2
1-2. 登録・利用手続の流れ	2
1-3. 許可されない利用申請	3
◆2 利用時間帯について	3
◆3 年間スケジュール	4
◆4 学校体育施設利用団体の登録	4
4-1. 登録するには	4
4-2. 調整会議について	5
4-3. 登録時の注意事項	5
◆5 学校体育施設の利用申込み	6
5-1. 体育館・武道場・運動場(昼間)・テニスコート利用申込みの流れ	6
5-2. 運動場夜間照明(ナイター設備)利用のとき	6
5-3. 利用申込上の注意事項	6
◆6 施設の利用	7
6-1. 鍵について	7
6-2. AED(自動体外式除細動器)について	8
6-3. 校舎の長寿命化工事施工に伴う利用の制限について	8
◆7 負担金(利用時の電気代等の実費相当額)の支払い	10
7-1. 体育施設の利用時の負担金(電気代等の実費相当額)について	10
7-2. 負担金(電気代等の実費相当額)の減免について	11
7-3. 利用日の変更(利用許可変更)・キャンセルについて	11
◆8 施設ごとの利用可・不可団体・注意事項、AED 設置場所等一覧	12
◆9 学校別の施設・負担金(電気代等の実費相当額)一覧	13
◆10 利用上の注意事項	14
◆11 様式・記入例	21

この版(第17版)の利用ガイドは学校体育施設予約システムの構築中での改訂につき、利用手続方法などが随時変更されることがあります。あらかじめご了解ください。

学校体育施設の開放とは？

スポーツ基本法(平成23年6月24日法律第78号)第13条には「学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない」と規定されています。

公立学校の設置者である多くの自治体では、地域住民によるスポーツ・レクリエーション活動の利用に供することを目的に、学校の体育館などを開放しています。

長浜市においても、地域スポーツの振興と市民の健康増進のため、可能な限り小中学校・義務教育学校の協力を得て、学校体育施設(体育館、武道場〔柔道場・剣道場〕、運動場およびテニスコート)の開放事業を推進しています。

しかしながら、学校施設は本来、児童・生徒たちの教育の場であって、当該事業の運用が児童・生徒たちの教育活動の妨げにならないように注意しなければなりません。また、学校は規律や規範意識をはぐくむ場でもあります。利用ルールを守り、大人が利用マナーを示すように努めましょう。

長浜市の学校開放事業のあり方

長浜市においても、スポーツ基本法ならびに教育委員会規則の規定に基づき、一定のルールのなかで学校体育施設を開放していますが、次の視点でより円滑な運用に努めていきます。

○視点1「地域の学校を、地域の住民で支え合う仕組みづくり」を目指します。

☆「貸す」「借りる」という関係から、地域(校区)の登録利用団体による自主管理組織を構築し、地域の住民が地域の学校を支える仕組みづくりを整えていきます。

○視点2「地域コミュニティの拠点となる学校活用」を目指します。

☆学校は、地域の住民にとって最も身近なコミュニティの拠点です。学校体育施設も、スポーツを通じて地域のさまざまな年代の人々が集い、交流しながら「学びあう場」として活用できるよう整えていきます。

○視点3「子どもの育成を地域全体で支援・協力する環境」を目指します。

☆学校体育施設利用者も、学校を取り巻く地域の一員であることから、地域の公的団体と協力しながら、学校体育施設を活用した子どもの育成機能を発揮できる環境を整えていきます。

学校体育施設開放事業にあたっては、ただ単に学校体育施設を「貸す」「借りる」という関係にとどまらず、「学校教育活動や部活動」に支障のない範囲で、地域の方々が学校体育施設を「地域の学び・活動」の場として、責任を持って自立した運営を進めていく環境を整えていきます。

◆1 学校体育施設を利用するには

学校体育施設を利用するには、利用団体としての登録が必要です。

「学校体育施設利用団体登録申請書」を提出いただき、登録団体として認められた団体には登録通知書を送付し、登録番号を発行します。以後、この登録番号により利用申し込みの手続きをしていただきます。

※ 今年度から学校体育施設予約システム(以下「予約システム」といいます。)を導入しますので、施設の予約方法等例年と異なりますのでご注意ください。

1-1. 学校体育施設利用団体として登録するための条件

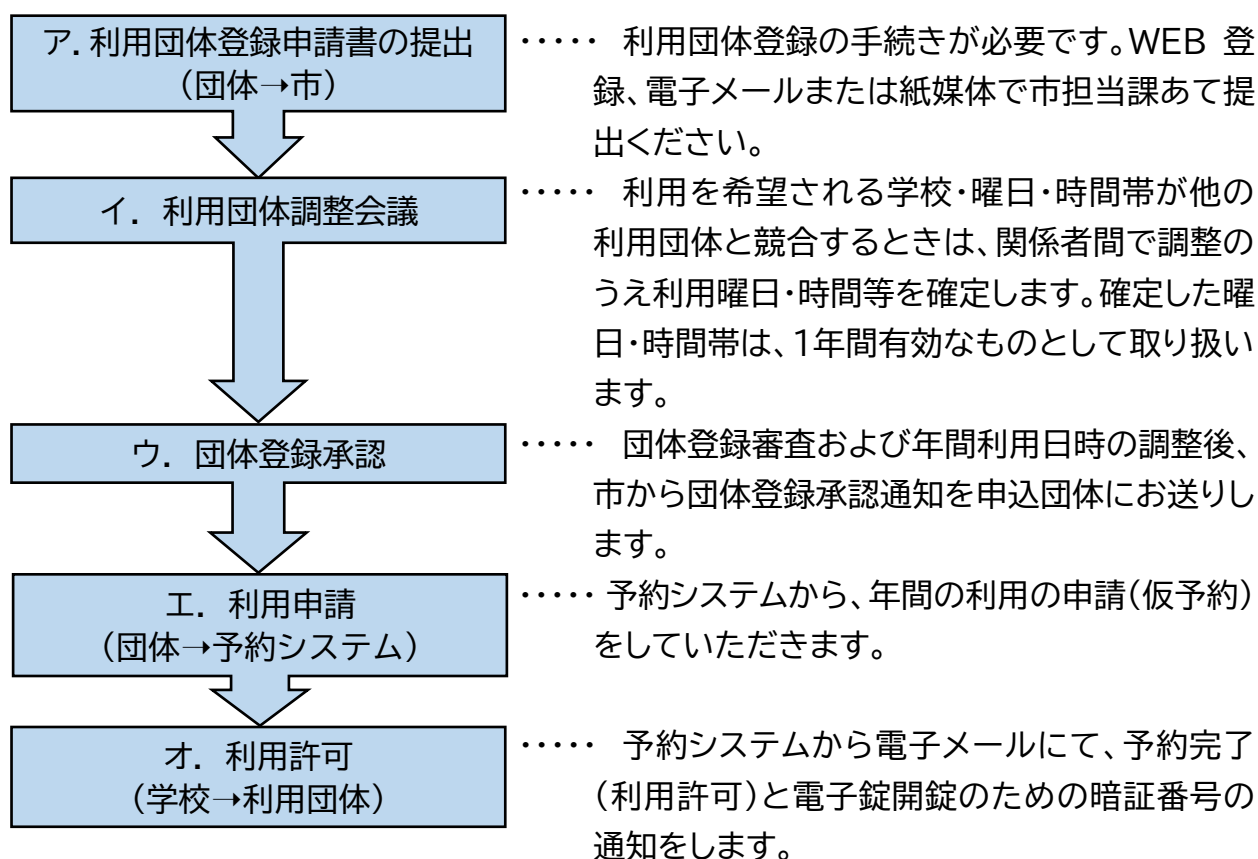
次の4項目のすべてを満たすことが必要です。

- ・ 代表者および利用責任者が、長浜市在住または在勤であること
- ・ 10人以上の団体であること
- ・ 利用責任者は成人で、原則登録校の学区内に住所があること(外国人の場合は通訳の方が必要です)
- ・ 注意事項等を理解した利用者として登録を受けること

1-2. 登録・利用手続の流れ

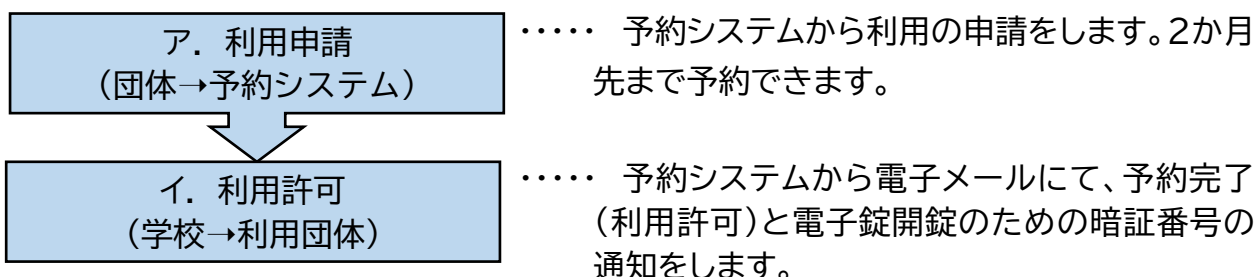
おおむね下図の流れになっています。

(1)利用団体の登録および年間予約(年1回のみ)

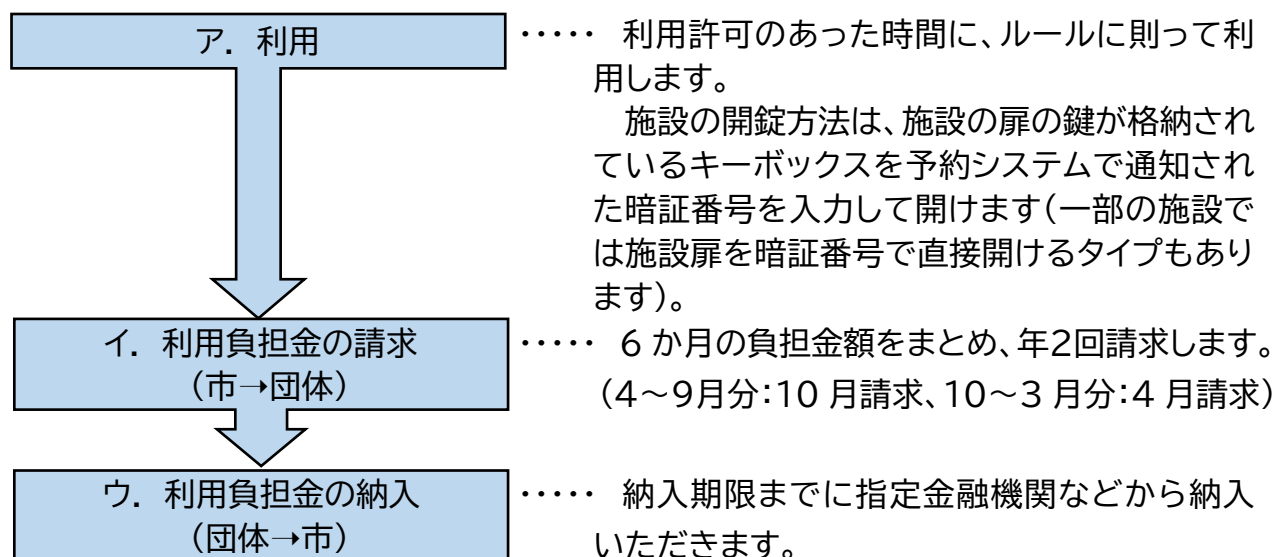


(2)通常予約

年間予約している日以外に空いている室・場の予約をしたいとき(随時)



(3)利用および利用負担金の納入



1-3. 許可されない利用申請

次の内容での利用はできませんのでご注意ください。

※ 許可されない申請

- ・ 特定の政治団体や宗教の普及啓発またはこれらに反対する活動のために利用する場合
- ・ 営利を目的として利用する場合
- ・ 公益に反するおそれがあると認められる場合
- ・ 教育上好ましくない行為と認められる場合

◆2 利用時間帯について

学校体育施設は、各学校が定める時間帯でのみ利用できます(夜間は午後9時まで)。ただし、スポーツ少年団の利用については、青少年健全育成のため、夜遅くまでの利用や過度の利用は控えていただくようお願いします。

※滋賀県スポーツ少年団活動の指針より

- ・活動日数:週2日程度が望ましい
- ・活動時間:1回の活動時間は、2時間程度が望ましい。

また、許可を受けた利用時間帯は後始末を含めた時間です。時間厳守でお願いします。

◆3 年間スケジュール

月	できごと
4	新年度開始 負担金お支払い(10～3月分)
5	
6	
7	
8	閉校日(8月10日～16日)
9	
10	負担金お支払い(4～9月分)
11	
12	閉校日(12月28日～1月3日)
1	次年度登録開始・利用団体意見照会
2	調整会議(学校別で必要に応じて開催)
3	

- ・ 次年度の団体登録申請時(1月)に、利用に関する希望(利用日・利用時間等)をとりまとめ、必要に応じ学校別で調整会議を開催します。
- ・ 負担金は10月および翌年4月に、前6か月分をまとめて徴収します。10月および4月中旬に納入通知書が届きますので、期限内に金融機関等で納入してください。
- ・ 閉校日について(令和5年度参考)
 - { 夏季休業中 8月10日～18日
 - { 冬季休業中 12月28日～1月5日
 閉校期間は原則として、学校体育施設は開放していません。

◆4 学校体育施設利用団体の登録

施設を利用いただくには、あらかじめ施設利用上の注意事項や、地域(学校)特有の利用条件などをご理解いただく必要があります。利用される団体は、これらの留意事項を守り、ご理解をいただいた団体として適切に利用していただくため、学校体育施設利用団体の登録が必要です。

4-1. 登録するには

- 1) 長浜市ホームページ上の専用フォームへ必要事項をご記入いただくか、「学校体育施設利用団体登録申請書」を下記まで郵送・電子メールにて提出してください。登録は、原則利用責任者の住所地の学区(小学校・中学校〔義務教育学校〕)のみ登録可能です。

登録フォーム QR コード	郵送・電子メール送付先
	〒526-8501 滋賀県長浜市八幡東町 632 番地 長浜市市民協働部文化スポーツ課 Tel:0749-65-8787 Fax:0749-65-6571 E-mail:bunspo@city.nagahama.lg.jp

- ※ 登録申請前に登録・利用申込・利用時の注意事項(p.2～p.15)と、利用される学校の個別の注意事項(p.16～p.20)を必ずお読みください。また、1月の団体登録申請時以外の時期に登録申請される場合は、事前に利用予定の曜日・時間の空き状況を予約システムで確認してください。

2)申請を審査し、許可された場合、登録済通知書を交付します。

※ 学校へ登録確認を行うため、審査にはおおむね2～3週間かかります。

3)登録内容は、市から利用する学校へも通知します。

4)登録後も、文化スポーツ課が開催する調整会議等には必ず出席してください。また、年度ごとに登録の更新が必要です。

4-2. 調整会議について

団体登録手続上で、同一施設、同一利用日(曜日)かつ同一時間帯を希望される他利用団体がある場合には、関係者において調整会議を開催します。当該施設・当該時間帯の利用団体は、調整会議を経て決定します。調整会議の方法は、重複する団体数によって会議の場をもつか、会議の場を持たないでお互いに調整していただくか決定します。

4-3. 登録時の注意事項

1)団体登録について、青少年の健全育成に関する活動団体や公用または公益を目的とする活動団体は負担金を減免できます。青少年育成を目的の団体は減免団体構成名簿の提出が必要となりますので、登録申請書と併せて提出してください。

※ 青少年育成として登録できるのは中学生以下の団員が過半数以上(+指導者)で活動されている団体に限ります。

※ 複数の学校を登録される場合でも、名簿の提出は1部で構いません。

2)利用にかかる誓約書を、登録申請書と併せて提出してください。

3)登録申請書は文化スポーツ課へ提出してください(学校ではありません)。

4)登録は、原則利用責任者の住所地の学区(小学校・中学校)のみとしますが、施設修繕工事の間等は、住所地以外の学校へ登録を認める場合があります。

5)利用団体の登録が完了し通知が届いた後、予約システムで利用申込みができます。

6)団体の登録申請と施設の利用申込みは別です。登録しても希望の日時に使用できるとは限りません。

7)登録の有効期間は、登録された年度末(3月31日)までです。

8)登録は無料です。年会費も不要です。

9)登録済通知書は、学校から求めがあった時は速やかに提示してください。

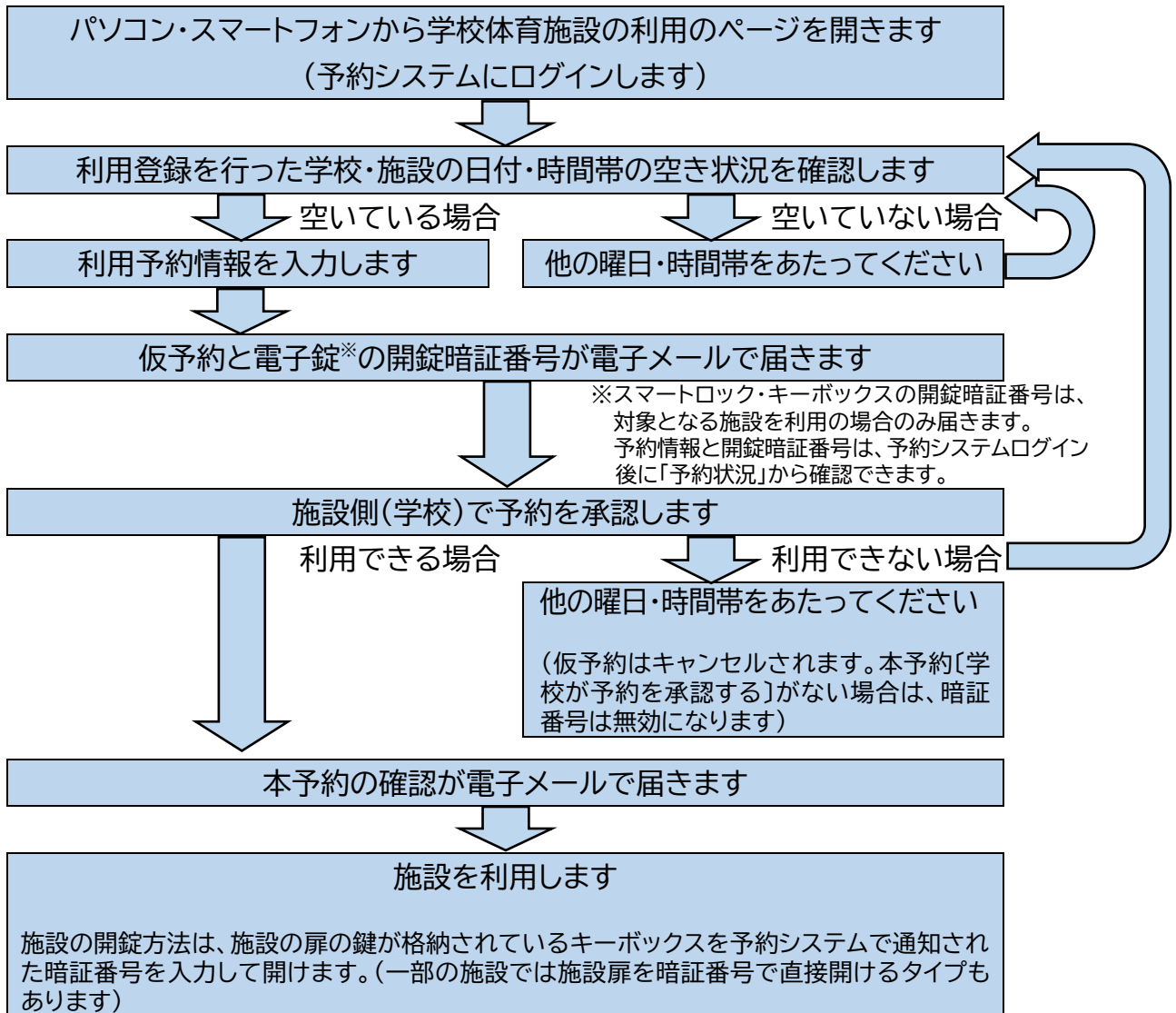
10)登録済通知書の提示がないと利用申請ができないことがあります。

11)登録資格がないのに、あるかのように虚偽の申告をして利用した場合は、登録を抹消し、その年度と翌年度は施設利用できません。

◆5 学校体育施設の利用申込み

学校体育施設ご利用までのおおまかな流れは、次のとおりです。

5-1. 体育館・武道場・運動場(昼間)・テニスコート利用申込みの流れ



5-2. 運動場夜間照明(ナイター設備)利用のとき

次の施設は、学校敷地内にあるスポーツ施設です。利用の場合は、長浜市公共施設予約システムからの手続が必要です。詳しくは次の連絡先へお問い合わせください。

施設名	管理施設	管理部署住所	連絡先
西中学校グラウンド	長浜市民体育館	宮司町 1203	63-9806
びわ南小学校グラウンド	びわまちづくりセンター	難波町 448	72-4300

5-3. 利用申込上の注意事項

- 1) 申請は、利用する月の2か月前の1日(土日・休日のときは翌平日。ただし1月は開校日)からできます。ただし、特定施設で定例利用する場合は、年1回の登録申請更新の機会に限り12か月分の予約ができます。
- 2) 1ヶ月間の利用回数は、学校により上限が設けられることがあります。
- 3) 学校や施設によっては、種目や団体等に利用制限があります。【p.12 参照】
- 4) 特定の団体が独占して利用することがないよう他団体への配慮をお願いします。

◆6 施設の利用

6-1. 鍵について

次の表は、学校別の開錠方法を示したものです。電子錠のうち「スマートロック(SL と表示)」は、電子メールで送られた暗証番号を入力して直接扉を開錠するものです。「キーボックス(KB と表示)」は、電子メールで送られた暗証番号を入力して施設の鍵が入ったキーボックスを空け、施設を開錠するものです。「鍵貸出」は、従前のおり、利用前にあらかじめ学校から施設の鍵を預かり、利用団体が自ら開錠して利用いただくものです。「鍵貸出」の学校では、鍵の貸出・返却方法や留意事項が学校によって異なりますので、お申し込みの際に学校へ確認してください。

学校名	開錠方法		学校名	開錠方法				
	体育館	運動場		体育館	武道場	運動場	テニスコート	
小学校	長浜小学校	KB	中学校	西中学校	KB	KB	—	
	長浜北小学校	SL		北中学校	—	鍵貸出	—	
	神照小学校	KB		東中学校	KB	KB	—	
	南郷里小学校	KB		南中学校	KB	KB	—	
	北郷里小学校	KB		浅井中学校	KB	鍵貸出	—	
	長浜南小学校	KB		びわ中学校	KB	KB	—	
	湯田小学校	KB		湖北中学校	KB	—	—	
	浅井小学校	KB		高月中学校	鍵貸出	鍵貸出	鍵貸出	
	田根小学校	鍵貸出		木之本中学校	—	KB	—	
	びわ南小学校	KB		旧鏡岡中学校※	鍵貸出	鍵貸出	—	
	びわ北小学校	KB		西浅井中学校	鍵貸出	鍵貸出	—	
	小谷小学校	KB		義務教育学校	虎姫学園(前期)	鍵貸出	—	—
	速水小学校	KB	(後期)		KB	鍵貸出	—	
	朝日小学校	KB	余呉小中学校		SL	—	—	
	七郷小学校	鍵貸出	注1 スマートロックおよびキーボックスは、一定の利用のある施設に設置しています。 2 無印の欄(運動場)は、施錠されていない施設です。 3 存在しない施設や供用していない施設は「—」と表示しています。 ※ 旧鏡岡中学校の鍵は、余呉小中学校で貸し出します。					
	富永小学校	鍵貸出						
	高月小学校	KB						
	古保利小学校	鍵貸出						
	高時小学校	鍵貸出						
	木之本小学校	KB						
伊香具小学校	鍵貸出							
塩津小学校	鍵貸出							

6-2. AED(自動体外式除細動器)について

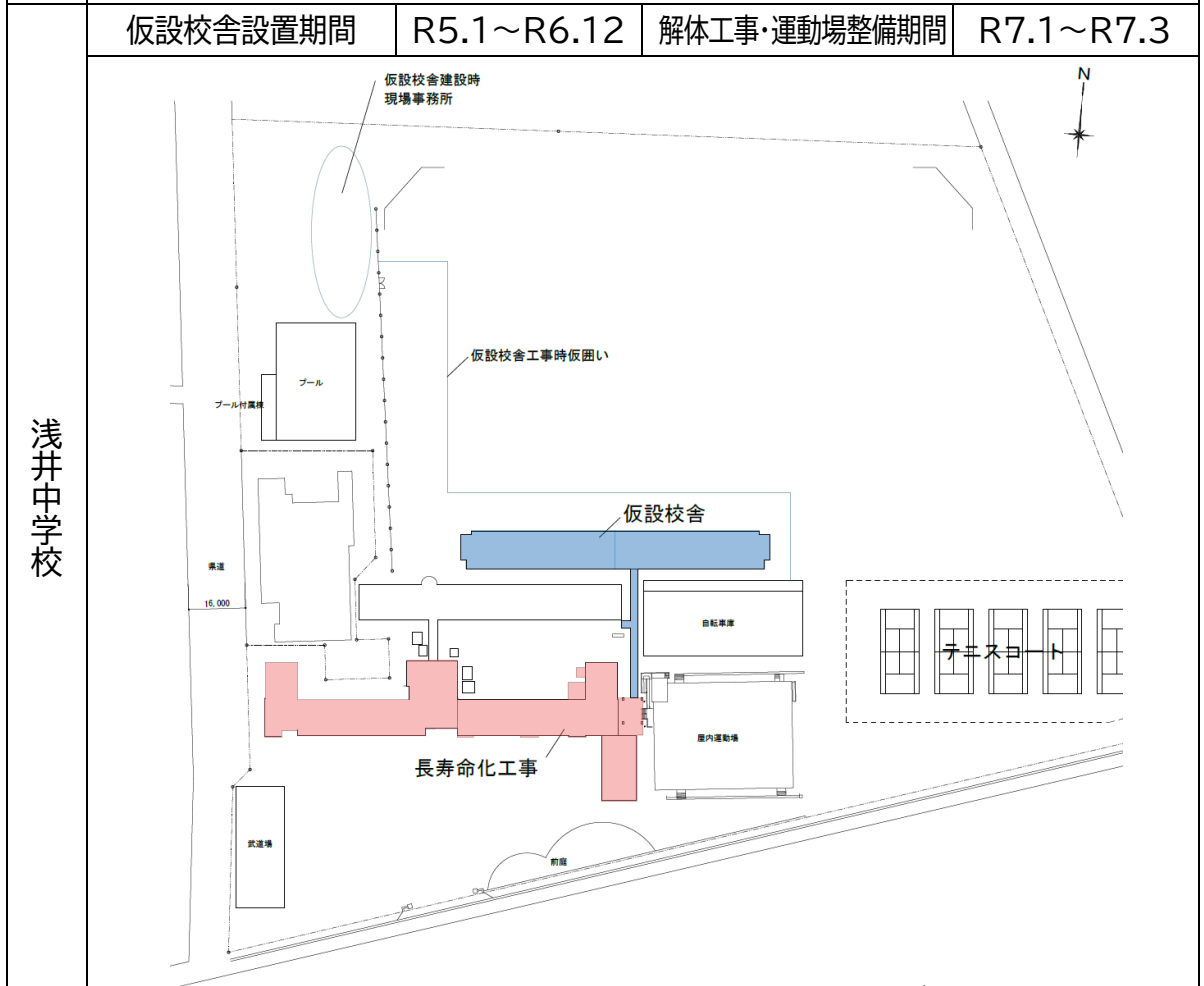
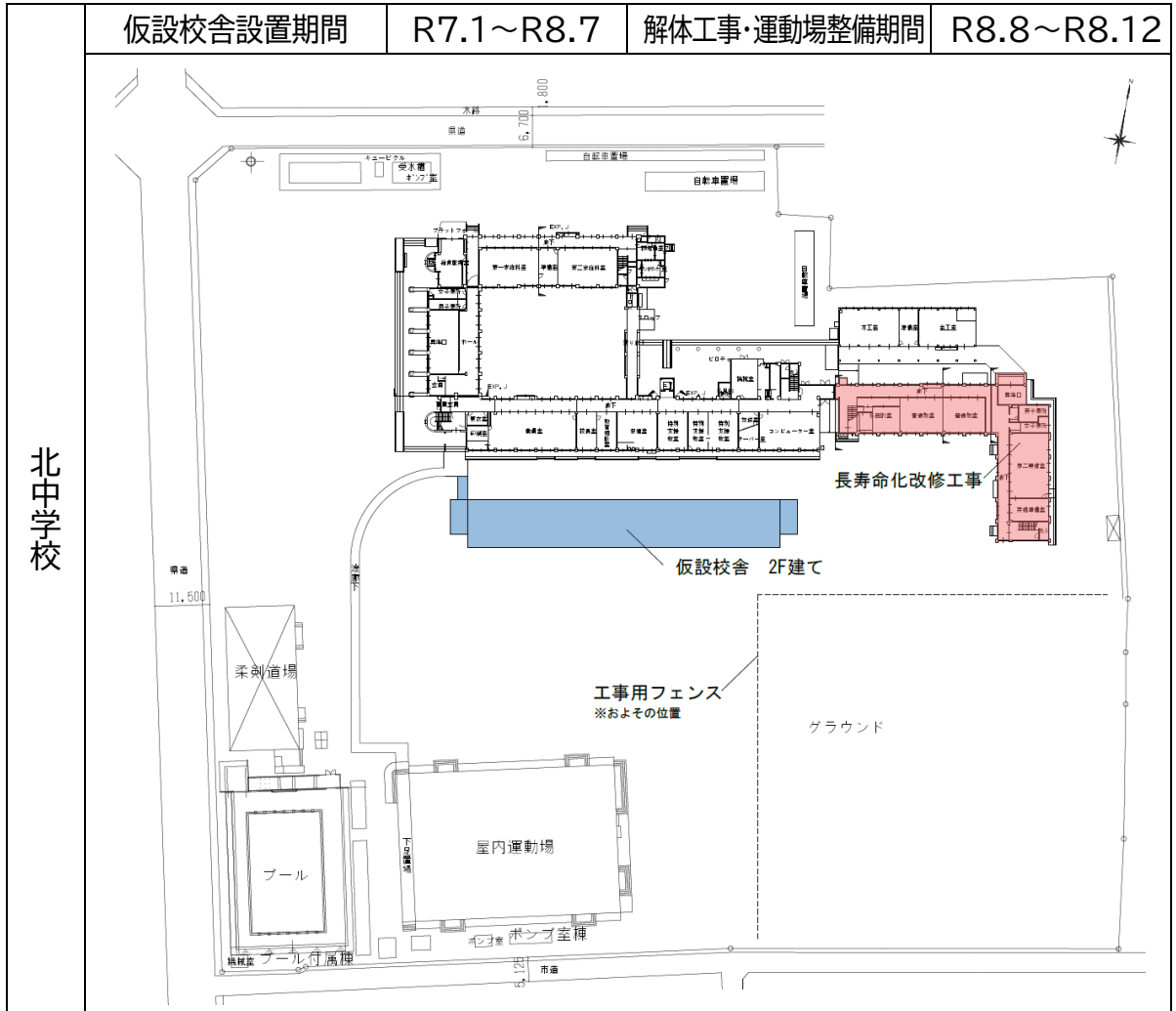
AED(自動体外式除細動器)は、校舎内(職員室等)に設置してありますので、緊急時には警備等にかかわらず校舎へ入り使用してください。(学校関係者の在校時には必ず指示に従ってください)。施設利用にあたっては、あらかじめAEDの設置場所を確認いただきますようお願いいたします。【p.12 参照】

また、万一使用された場合は、学校と文化スポーツ課(0749-65-8787、時間外は市役所代表 0749-62-4111※本庁宿日直者)へご連絡をお願いします。

6-3. 校舎の長寿命化工事施工に伴う利用の制限について

次の学校においては、校舎の長寿命化工事の施工に伴い、完了までの間は**運動場内に仮設校舎が設置されます**。このため、駐車場の変更、進入経路の変更や、運動場の一部区域・期間において利用が制限されるときがあります。また、ラインの引き直し作業等により、**全面が使用できない期間が生じる場合があります**。詳しくは、関係団体へ詳細が判明次第情報提供します。

神照小学校	仮設校舎設置期間	R6.1~R7.3	解体工事・運動場整備期間	R7.4~R7.8
	<p>長寿命化工事</p> <p>工事用フェンス ※およその位置</p> <p>グラウンド</p> <p>仮設校舎</p> <p>N</p>			
浅井小学校	仮設校舎設置期間	R7.1~R8.7	解体工事・運動場整備期間	R8.8~R8.12
	<p>長寿命化改修工事</p> <p>屋内運動場</p> <p>プール</p> <p>砂場</p> <p>工事用フェンス ※およその位置</p> <p>グラウンド</p> <p>仮設校舎 2F建て</p>			





◆7 負担金(利用時の電気代等の実費相当額)の支払い

7-1. 体育施設の利用時の負担金(電気代等の実費相当額)について

1) 受益者負担の原則から、施設ごとに電気代等実費相当額の負担金を徴収します。

体 育 館	1面	1時間あたり200円 1利用につき300円加算	バレーボールコート1面相当
武 道 場	1面	1時間あたり100円 1利用につき300円加算	柔道場1面、剣道場1面
運 動 場	全面	無 料	夜間照明使用料は別
テニスコート	1面	無 料	

※負担金は1時間単位で算出し、1時間未満の利用は繰り上げとします。

2) 利用可否通知書をもとに、6ヶ月毎に利用責任者へ納入通知書を送付します(10月〔4～9月分〕・4月〔10～3月分〕)。納付書は中旬をめどに発送します。納期限までに納入してください。

※ 利用予約キャンセルをお忘れの場合でも負担金が発生しますので、必ず事前に手続きしてください。

3) 納付書にて、金融機関または市役所・支所の会計窓口で負担金を納付してください。負担金は必ず納入通知書の納入期限内に納入してください。

※ 滞納および期限を守られない場合、登録を抹消することがあります。

7-2. 負担金(電気代等の実費相当額)の減免について

次に該当する団体については、負担金を免除します。

- 1) 青少年の健全育成に関する活動団体(スポーツ少年団、子どもを対象とした活動団体等)
- 2) 公共または公益を目的とする活動団体(自治会活動、総合型地域スポーツクラブ等)
- 3) その他教育委員会が特に必要と認めた団体

7-3. 利用日の変更(利用許可変更)・キャンセルについて

- 利用期日や時間の変更は、空いている時間帯から新たに予約いただくことになります。
- 利用のキャンセルは、他の団体の利用機会を確保するため、なるべく早期に手続きしてください。
- 自然災害(台風や警報等)で使用しなくなったときは、中止を決定した時点で学校へ連絡してください。
- 利用日の前7日前までは、予約システムから利用キャンセルを行ってください。
- 利用日の前7日以降の場合は、予約システムから利用キャンセルの手続きができませんので、直接利用先の学校へご連絡ください。
- 当日キャンセルは原則としてできません。天候や感染症の拡大理由等によりやむを得ず認めることがあります(学校へ連絡してください)。

予約システムから キャンセル	この期間中のキャンセルは学校へ連絡							原則 キャンセル 不可
8日より前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	前日	当日

▲
利用予定日

- 利用予約されているにも関わらず利用がなく、キャンセルもなされていないときは、利用されたものとして取り扱いますのでご注意ください(負担金の算定に影響します)。
- 繰り返しキャンセルを行われた団体においては、聞き取りをすることがあります。
- キャンセル行為を常用し、他の団体の利用の機会が得られていないと判断した場合には、利用の制限やお断りをする場合があります。

◆8 施設ごとの利用可・不可団体・注意事項、AED設置場所等一覧

学校名	所在地	電話番号	施設 体:体育館 運:運動場 武:武道場 テ:テニスコート	利用可能団体				注意事項	AED 設置場所	備考
				スポ 少年 少年団	青年 育成団体	公共 団体	一般			
長浜小学校	高田町9-9	62-0070	体運	○	○	○	○	1・3・7・9	職員室	
長浜北小学校	八幡中山町1310	62-1375	体運	○	○	○	○	1・3・7・9	正面玄関	
神照小学校	神照町311	62-0076	体運	○	○	○	△	1・3	職員室前廊下	野球は少年野球のみ ※校舎改修工事中
南郷里小学校	南田附町352	62-0288	体運	○	○	○	○	7・9	職員室前廊下	
北郷里小学校	春近町353	62-0782	体運	○	○	○	△	1・7・9	職員室前廊下	運動場の一般利用不可
長浜南小学校	加田町1460	62-6205	体運	○	○	○	○	1・7・9	玄関ホール付近	
湯田小学校	内保町1051	74-0009	体運	○	○	○	×	1・7・9	体育館入口付近	
浅井小学校	当目町54	74-1707	体運	○	○	○	○	1・3・7・9	職員室運動場出口付近	※校舎改修工事予定
田根小学校	野田町68	74-1801	体運	○	○	○	○	1・4・7・9	東昇降口つきあたり	
びわ南小学校	川道町3456	72-2003	体運	○	○	○	○	1・7	玄関ホール付近	
びわ北小学校	益田町56	72-2036	体運	○	○	○	○	2・4・7・9	保健室前廊下	
虎姫学園 (前期・後期)	五村88	73-2063	体運	○	○	△	△	2・9	前期:正面玄関	前期:小アリーナは使用不可 後期:運動場は使用不可
			武	○	○	○	○	6	後期:1階廊下	
小谷小学校	小谷丁野町524	78-0036	体運	○	○	×	×	1・3~5・7・9	職員室前廊下	スポ少のみ使用可
速水小学校	湖北町速水2561-1	78-0018	体運	○	○	○	○	1・4・9	職員室前廊下	
朝日小学校	湖北町山本1125	79-0002	体運	○	○	○	×	1~5・7~9	体育館玄関	
七郷小学校	高月町唐川248	85-2145	体運	○	○	○	○	1・3~5・8・9	職員室外外壁(運動場側)	
富永小学校	高月町井口160	85-2080	体運	○	○	○	○	1・4・9	玄関ホール付近・ 職員室外運動場出口付近	
高月小学校	高月町高月738	85-2002	体運	○	○	○	○	1・7・9	保健室外運動場側	
古保利小学校	高月町西柳野38	85-4466	体運	○	○	○	○	1・8・9	職員室内	
高時小学校	木之本町古橋309	82-2242	体運	○	○	○	○	1・2・4・5・7・9	児童昇降口	ビーチボール可
木之本小学校	木之本町本685-1	82-2354	体運	○	○	○	○	1・2	玄関ホール付近	
伊香具小学校	木之本町大音1114	82-2209	体運	○	○	○	○	1・4・9	玄関ホール付近	
余呉小中学校	余呉町中之郷777	86-2300	体運	○	○	○	○	1・4・9	児童昇降口付近	
塩津小学校	西浅井町塩津中41	88-0013	体運	○	○	○	△	1・7・9	体育館	運動場の一般利用不可
永原小学校	西浅井町大浦167	89-0004	体運	×	×	×	×	施設の構造上使用不可	職員室前廊下	
西中学校	高田町10-10	62-0029	体運	○	○	○	○	1	職員室内	
			武	△	○	×	×			卓球のみ可
北中学校	神照町910	62-0894	体運	×	×	×	×	原則使用不可	職員室内	
			武	○	○	×	×	6		
東中学校	堀部町763	62-0928	体運	○	○	○	○	1~3・9	職員室内	フットサルは小学生のみ可
			武	○	○	○	○	6		
南中学校	永久寺町760	62-0924	体運	△	△	△	△	1・3・8・9	保健室前	運動場は利用不可
			武	○	○	○	○	6・7		
浅井中学校	内保町627	74-0013	体運	○	○	○	○	1~3・9	職員室内	※校舎改修工事中
			武	○	○	○	○	6		
びわ中学校	弓削町460	72-2028	体運	△	△	△	△	8・9	玄関ホール付近	運動場は利用不可
			武	○	○	△	○	6		
湖北中学校	湖北町速水1191	78-1213	体運	○	○	△	×	1~3・7~9	職員室前廊下	※校舎改修工事中
			武	○	○	△	×	1・5	玄関ホール付近	
高月中学校	高月町高月560	85-2020	武	○	○	△	×	6		
			テ	○	○	△	×			スケジュール要確認
			体運	×	×	×	×	原則使用不可	職員室前廊下	
木之本中学校	木之本町木之本682	82-2353	武	○	○	×	×	6		
			体運	○	○	○	○	1・2	体育館玄関内	
旧鏡岡中学校	余呉町中之郷1030	86-3003	武	○	○	○	○	6		
			体運	○	○	○	○	1・9	職員室前廊下	
西浅井中学校	西浅井町塩津中312	88-0123	武	○	○	○	○	6		
			体運	○	○	○	○			

注意事項

- 1 フットサルでの利用はできません。
- 2 用具の都合などにより、バドミントン、ビーチボールはできません。
- 3 よさこいソーランなど、大音量を伴う利用はできません。
- 4 バレーボールコートは2面とることができません。
- 5 施設の都合により、バスケットボールでの利用はできません。
- 6 武道場では、原則として武道以外のスポーツはできません。
- 7 畳がありません。
- 8 バドミントン(ビーチボール)コート用のラインはありません。
- 9 テニスコート用のラインが引いておらず、テニスはできません。

◆9 学校別の施設・負担金（電気代等の実費相当額）一覧

施設	利用可能面数	学校名			負担金単価 (1時間あたり)
体育館	2面	長浜小学校 南郷里小学校 湯田小学校 速水小学校 高月小学校 塩津小学校 西中学校 浅井中学校 湖北中学校 西浅井中学校	長浜北小学校 北郷里小学校 浅井小学校 朝日小学校 古保利小学校 東中学校 びわ中学校 高月中学校	神照小学校 長浜南小学校 びわ南小学校 富永小学校 木之本小学校 南中学校 虎姫学園(後期課程) 旧鏡岡中学校	1面 200円 利用1回につき 300円加算
	1面	田根小学校 七郷小学校 余呉小中学校	びわ北小学校 高時小学校	小谷小学校 伊香具小学校	
武道場	1面	西中学校 南中学校 虎姫学園(後期課程) 旧鏡岡中学校	北中学校 浅井中学校 高月中学校 西浅井中学校	東中学校 びわ中学校 木之本中学校	100円 利用1回につき 300円加算
運動場		長浜小学校 南郷里小学校 湯田小学校 虎姫学園(前期課程) 小谷小学校 富永小学校 七郷小学校 伊香具小学校 西中学校 高月中学校	長浜北小学校 北郷里小学校 田根小学校 びわ南小学校 速水小学校 高月小学校 高時小学校 余呉小中学校 浅井中学校 旧鏡岡中学校	神照小学校 長浜南小学校 浅井小学校 びわ北小学校 朝日小学校 古保利小学校 木之本小学校 塩津小学校 湖北中学校 西浅井中学校	無料
テニスコート		高月中学校			
<p>・負担金は1時間単位で算出することとし、1時間未満の利用は繰り上げとします。</p> <p>・体育館の1面とは、バレーボールコート1面相当とします。</p> <p>・柔剣道場の1面とは、柔道場1面、剣道場1面とします。</p>					

屋外照明施設(運動場ナイター)料金

施設名	料金単価 (1時間あたり・税込)
長浜屋外運動場照明施設(西中学校)	1,520円
びわ屋外運動場照明施設(びわ南小学校)	1,520円

◆10 利用上の注意事項

■共通事項

区分	留意事項
全般事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 許可を受けた目的以外に利用し、または利用の権利を転貸しないでください(許可証と実際の利用者が異なる場合は、利用の中止および登録を取り消します)。 2. 許可を受けた施設以外には立ち入らないようお願いします。 3. 車両は所定の場所に駐車し、路上駐車や所定外での駐車がないようにしてください。 4. 校地内は火気厳禁です。マイカー内であっても喫煙はお控えください。 5. 夜間の利用は原則として午後9時までです。これまでに後始末・清掃(トイレを含む)のうえ退去いただくよう、時間を厳守ください。 6. 利用後の消灯と施錠は、必ず確認ください(トイレ・器具庫・ポーチ等を含む)。 7. 午後9時以降は、校内または敷地付近で歓談せず速やかに退校してください。 8. 施設内では、必要な水分補給以外は飲食(飲酒を含む)禁止です。 9. 無断でのコンセントの使用や、施設内での冷暖房器具等の使用は禁止とします。 10. ボール等利用上必要な道具や消耗品等は利用者で準備してください。 11. 学校備品や放送設備を使用する場合は、必ず事前に学校の許可を得てください。 12. 学校備品を使用した場合は、整理整頓をして元の場所へお戻しください。 13. 音響設備を持ち込まれる場合は、他の利用者や周囲の住民の迷惑とならないように音量に注意してください。 14. 校地内では、許可なく物品の販売、飲食物の提供やポスター等の貼付をしないでください。 15. 騒音を発したり、危険物等の持ち込み、ペット類を伴うなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないでください。 16. トイレに専用スリッパがある場合には、必ず運動靴から履き替えて使用ください。 17. ごみは必ず各自で全てお持ち帰りください。 18. 施設内に団体や私的な物品を置いたままにせず、利用後は必ずお持ち帰りください。 19. 多人数で利用されるときは、適宜トイレの清掃やトイレットペーパーの補充をお願いします。 20. 屋内施設では適宜換気を行い、感染症等の拡大予防にご協力ください。 21. 利用中の負傷等について、学校および市は一切の責任を負いませんので充分注意して活動してください。 22. 施設や設備が破損・汚損したときは、利用責任者が速やかに学校へ連絡してください。 23. 施設や設備が破損・汚損したときは、利用団体で修理または弁償いただくことがあります。 24. 利用によって第三者の身体や財物に損害を与えたときは、利用者に賠償していただきます。 25. 貴重品は、必ず各自で管理ください。学校および市は、盗難等の損害には一切の責任を負いません。 26. 予約システムで利用のキャンセルができないとき(キャンセル可能期間外のとき)は、必ず事前に学校へ連絡してください。 27. 災害発生時、暴風警報発令時または暴風雪警報発令時には、利用を休止いただくことがあります。 28. 教員その他の学校関係者および市担当課職員の指示に従ってください。 29. 再三にわたり注意事項に反し円滑な事業運営にご協力いただけないことがある場合は、以降の利用をお断りすることがあります。

体 育 館	<ol style="list-style-type: none"> 1. ステージには上がらないようにしてください(小さなお子様には十分ご留意願います)。また、防球ネットがある場合は、必ず使用してください。 2. 屋内用の靴を持参のうえ履き替えて利用ください。備え付けのスリッパは使用しないようお願いします。また、野外で使用したシューズや備品等は、絶対に体育館内で使用しないでください。 3. 個別に記載のない限り、フットサルでの利用はできません。利用できる場合には、必ず室内用フットサルシューズを利用ください。 4. 他の利用者の安全上、防球ネットの網目よりも小さなボールを扱う競技での利用はできません(卓球を除く)。 5. 許可なくラインテープ等を貼らないでください(一部の施設では貼付禁止です)。 6. ネット・支柱の備品はご利用いただけますが、ボール・ラケット類は利用団体が準備してください。 7. 利用後はモップがけを行うとともに、照明の消灯確認と窓や通風口の戸締りを必ず行ってください。
柔 剣 道 場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 武道での利用時は裸足または足袋・靴下着用で、武道以外の利用時は屋内用の靴を持参のうえ履き替えて利用ください。 2. 道着や竹刀は利用者で準備してください。
運 動 場	<ol style="list-style-type: none"> 1. 運動場への車両(自転車を含む)の乗り入れはできません。 2. サッカーゴールなどの備品を使用したときは、必ず元の位置へ戻してください。 3. ライン用の石灰は、利用団体が準備してください。 4. 利用後は、必ずトンボがけをしてください。 5. 運動場内にポイントやマーカーを残さないでください。 6. 利用後は、スパイクの土をよく落とし、通路等に土が付着しないようご協力ください。 7. 校舎や体育館などの建物や物置などの壁面への投げ込み・打ち込み・蹴りつけはしないでください。 8. 利用許可後であっても、天候(グラウンド状態の不良等も含む)または、学校の都合で利用できなくなる場合があります。 9. 遊具で遊ぶ子どもには十分ご留意いただき、排除することのないようにしてください。
テニスコート	<ol style="list-style-type: none"> 1. テニス専用の靴を持参してください。 2. 利用後は、ローラー転圧とブラシ掛けをお願いします。

■学校別留意事項

学校名	留意事項
長浜小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・フロア材の関係上、許可なくラインテープ等を貼らないでください。 ・ピロティではボールを使った活動は禁止です。 ・体育館の膜天井にボールなどを投げたり、蹴ったりしないでください。 ・グラウンドサッカーゴール、コーン等を移動させて使用した後は、元の場所へ戻し、必ず転倒防止の固定をしてください。
長浜北小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・支柱、ネット以外の備品の貸出は、原則できません。使用希望のある場合は、本校「備品使用願」に記入のうえ、学校管理者に許可を得てください。 ・駐車は、プール北側駐車場、プール南側駐車場、玄関前駐車場をご利用ください。中庭への駐車はご遠慮ください。
神照小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・使用時間は午前8時～午後9時とします。 ・運動場での野球は、少年野球(小学生)のみ使用可能とします。 ・フットサルでの利用はできません。 ・防球ネットは通常、閉めた状態での使用をお願いします。 ・バレーボールおよびバドミントンのネット・ポール以外の学校体育用具は、勝手に使用しないでください。なお、体育館の放送設備を含め、他の用具・備品を使用する場合は、別途借用書を提出してください。
南郷里小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・用がないのにギャラリーに上がったり、体育用具室等の各室内に立ち入ったりするのは、ご遠慮ください。 ・ボール等が壁に当たらないよう配慮してください。
北郷里小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・館内での野球ボールやサッカーボールを使つての活動はできません。 <p data-bbox="316 1093 432 1126">【運動場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動場の使用時間は、1日3時間程度とします。 ・遊びに来る児童への配慮をお願いします(貸し切りではありません)。 ・キャッチボールやノックなどの活動のみとし、ボールが運動場から飛び出さないようにしてください。試合はしないでください。
長浜南小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・フットサルでの利用はできません。 ・網戸を守れるよう、必ず防球ネットを張ってください。 ・スパイク等についての運動場の土が、来客玄関付近などに上がらないように気をつけてください。土が上がった場合は、掃き掃除をしてください。
湯田小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・フットサルでの利用はできません。 ・使用時間は、午前8時～午後9時までです。子どもだけの使用は認めません。必ず大人が付き添い、時間厳守で使用してください。 (午後8時50分までに終了し、午後9時には消灯・施錠してください。体育館周辺の民家に騒音が出ないようにお願いします。) ・館内での飲食は禁止です。シートを敷いた場所での水分補給は可とします。 また、校地内(運動場・体育館周辺・駐車場)は、禁煙・禁酒です。試合等で他校の保護者等が来られるときは、周知をお願いします。 ・使用後は、フロアやトイレなどの掃除・点検を徹底してください。モップのある部屋の整理整頓もお願いします。 (特にゴミや雑巾が落ちていないか、確認をお願いします。) ・玄関前は、砂のついた靴で通ったり練習等で使用しないでください。掃除をしてください。 ・運動場周辺で飲食した場合、ゴミは確実に持ち帰り、後始末を行ってください。 ・鍵の開閉・保管は大人がしてください。

浅井小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・開放できるのは、校舎との境までです。(扉を施錠します) ・フットサルでの利用はできません。 ・ステージの前のネットは常時閉め、ステージ上には絶対上がらないでください。 ・目的以外の備品(ホワイトボード・ピアノ・エレクトーン等)には絶対に触れないでください。 ・モップで清掃した後のゴミは持ち帰るか、所定の場所へ処理してください。 ・掃除機が故障しやすいので、丁寧に扱ってください。 ・夜間利用時は、付近の住民に迷惑にならないよう、カーテンを閉めてください。 ・グラウンドに打ち付けてあるラインロープがはずれないように注意してトンボがけをしてください。 ・グラウンドのトイレはプール用ですので、汚さないように使用してください。 ・運動場サッカーゴールを移動した際は、必ず杭で固定し、元の位置に戻しておいてください。
田根小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・フットサルは小学生を対象としたスポーツ少年団のみ認めます。 ・外から入るトイレのドアは忘れずに施錠してください。 ・ステージおよびギャラリーには上がらないでください。
びわ南小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・フットサルでの利用はできません。 ・学校教育や地域行事が優先となり、使用できなかつたり、急な変更がある場合があります。
びわ北小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校体育施設開放事業で使用できるトイレは体育館のトイレです。スパイクや下靴を所定の場所で脱ぎ、トイレスリッパに履き替えてください。 ・体育館を使用する時は、ステージ用、2階ギャラリーなどすべての防球ネットを設置した状態で使用してください。 ・使用後は、フロアやトイレなどの掃除・点検を徹底してください。 ・運動場の土が運動場以外の校地に出ないようにしてください。また、万が一校舎周囲が土で汚れた場合は必ず掃除をしてください。 ・ゴミは確実に持ち帰り、後始末を行ってください。 ・東浅井消防署びわ分署奥の空き地は、勝手に使用しないこと。毎回必ず東浅井消防署の許可、指導を受けて使用すること。 ・試合等で他校のチーム、保護者等が来られるときは、周知の徹底をお願いします。
虎姫学園 (前期) (後期)	<ul style="list-style-type: none"> ・前期課程グラウンドの使用後は、必ずコートブラシがけと玄関前の清掃をお願いします。 ・職員室横の小アリーナは利用できません。 ・後期課程のグラウンドは利用できません。 ・体育館(後期課程)使用後はモップのある部屋の整理整頓をお願いします。 ・ラインテープの使用は一切禁止です。 ・フットサル等、館内でボールを蹴る種目は使用できません。 ・鍵の借用については、16時40分までをお願いします。 ・土日祝日の昼間は部活動優先のため、使用を制限しています。また、学校閉校日は使用できません。なお、学校行事に関わり利用できない場合があります。
小谷小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の使用は、スポーツ少年団に限ります。 ・体育館はミニバスができる広さはありません。 ・フットサルでの利用はできません。 ・使用後は、必ずトイレの水道および消灯の確認をお願いします。 ・外トイレを使用した場合は、使用後の清掃をお願いします。また、使用時は必ずスリッパに履き替えてください。 ・東側の門扉を開閉した場合、必ず下の門(落とし棒)を落として開かないようにしてください。 ・運動場南側入り口から出入りした場合は、必ず入り口を閉めてください。
速水小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、会議室は使用できません。 ・フットサルは可能ですが、ゴール等の用具はありません。 ・電気代節約のため、照明は必要最小限の点灯をお願いします。トイレも、使用後は必ず消灯してください。

朝日小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・フットサルでの利用はできません。 ・使用時間は、午前8時～午後9時とします。 (午後8時50分までに終了し、午後9時には消灯・施錠をしてください)
七郷小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニバスができる広さはありません。
富永小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・フットサルでの利用はできません。 ・近隣の迷惑防止のため、西側の窓は閉めて活動してください。 ・周辺の住居が近いことから、大声や大きな音を出さないようにしてください。 ・器物等の破損につながる恐れのある物は使用しないでください。 ・電気代節約のため、照明は必要最小限の点灯をお願いします。 ・バドミントンの用具等は、各自で準備してください。 ・その他、一般常識の範囲内で使用してください。
高月小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・運動場を使用の場合、靴底に土をつけたまま玄関などを歩かないでください。 ・人工芝広場には、入らないでください。 ・<u>外トイレを使用した場合は、使用後の清掃をお願いします。また、使用時は必ずスリッパに履き替えてください。</u>
古保利小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館内で、野球用ボールやバットの使用はできません。 ・フットサルは小学生を対象としたスポーツ少年団のみ認めます。
高時小学校	<p>【体育館・グラウンド共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フットサルでの利用はできません。 ・駐車場のゴミ等がないように、終了時にご確認をお願いします。 ・校門のゲートを閉めてからお帰りください。 ・地域の行事や、地域のクラブ等の定例の利用を優先する場合があります。 <p>【体育館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用後は清掃をして、使用報告書を記入して鍵と一緒に返却してください。 ・鍵の貸出および返却は、原則として平日の8時～17時の間とします。 ・地域からの要望で、夏期(6～9月)は夜間(19時以降)の使用はできません。 <p>【グラウンド】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品(特に石灰)は利用者でご準備ください。消石灰や苦土石灰は使用禁止です。 ・外用のトイレには、便器は1つしかありません。
木之本小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・フットサルでの利用はできません。 ・学校行事や地域行事等により、使用できなかつたり、変更する場合があります。 ・運動場や体育館使用後は、昇降口外階段の土砂汚れやトイレの清掃をお願いします。 ・野球、サッカー等、運動場の広さの関係で試合はできません。野球ではキャッチボールやノック等、サッカーはパス等、運動場の広さに合った利用をお願いします。
伊香具小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・フットサルでの利用はできません。 ・学校行事、地域行事が優先となります。 ・グラウンドが狭いため、成人の野球の試合での使用はできません。 ・駐車台数が少ないので乗り合わせで来校してください。※運動場への駐車は禁止 ・体育館内に、トイレ、更衣室等はありません。また、外用のトイレはありません。 ・器物等の破損につながる恐れのある物は使用しないでください。 ・その他、一般常識の範囲内で使用してください。 ・学校が貸し出した用具については、使用後消毒してください。
余呉小中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・フットサルでの利用はできません。 ・学校教育や地域行事等により、使用できなかつたり、急な変更がある場合があります。 ・ラインテープの使用は一切禁止です。 ・体育館の使用は、体育館と体育館用トイレのみとして、他の特別教室や2階3階には立ち入らないようにしてください。(警備保障がセットされています)

塩津小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・節電に心がけてください。 ・遮光カーテンは使用后、元通りにしてください。
西中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・フットサルでの利用はできません。 ・市役所の駐車場を使用してください。校地内に駐車されると、教員の出車に支障を来すことがあります。 ・武道場は卓球のみ使用できます。(青少年の健全育成の活動団体のみ) ・原則として、武道場では卓球台以外の用具は使用者で用意してください。 ・バレーの支柱、ネット以外で部活動備品や用具庫の備品は貸し出しできません。 ・学校行事、部活動を最優先しますので、利用していただけないこともあります。 ・出入り口付近の「緑マット・みざら」の上は、必ずフロアーシューズを脱いで通行してください。 ・トイレは、必ず専用の履き物(備え付け)に履き替えて利用ください。特にフロアーシューズを履いたままで履き物を使用しないでください。
東中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館では、フットサル等、ボールを蹴る種目は使用できません。ただし、小学生については活動内容により使用を認めることがあります。 ・部活動備品や用具庫の備品は貸し出しできません。 ・武道場は、武道のみ使用可能です。用具庫の備品は貸し出ししていません。 ・学校行事、部活動を最優先しますので、利用していただけないこともあります。 ・一団体の使用は、原則週1回とします。
南中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館では、フットサル等、ボールを蹴る種目は使用できません。 ・不審者対策として駐車場から出る際には車止めのポールを必ず元に戻して帰宅ください。 ・学校行事、部活動を優先しますので、利用していただけないこともあります。 ・学校閉校日中は、使用できません。 ・一般的な常識の範囲内での使用をお願いします。 ・使用規定(本校)を遵守しない団体は、以後の使用をお断りします。
浅井中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化工事のため、令和7年から一部の利用ができなくなります。詳細は別途お知らせします。 ・夜間の不審者対応、また、近隣の住民の方の迷惑となりますので、活動終了後は駐車場に長居せず、速やかに退出いただけるよう団体の中で確認をしてください。 ・トイレは、必ず専用の履き物(備え付け)に履き替えて利用してください。 ・グラウンドの使用は部活動を優先します。 ・屋外のトイレは常時施錠していますので、使用できません。
びわ中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用報告書を、使用後は必ず提出してください。 ・不審者対策として、使用後は周辺を確認後、帰宅ください。また、車止めポールを下げた時は必ず上げてください。 ・平日の運動場の使用はできません。 ・原則、水・日曜日は休館日とします。 ・土日祝日の昼間は、体育館部活動優先のため使用を制限しています。(土日祝日の運動場使用は可、テニスコートは不可) ・スポーツ少年団の使用を優先します。 ・フットサルは小学生を対象としたスポーツ少年団のみ認めます。 ・学校閉庁日(夏・冬)は休館日とします。 ・ラインがはがれるので、正規のラインテープ以外は使用禁止です。 ・使用規定(本校)を遵守しない団体は、以後の使用をお断りします。

湖北中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ少年団、青少年スポーツクラブのみ使用できます。中学校の部活動、行事を優先します。 ・フットサル等、館内でボールを蹴る種目は使用できません。 ・体育館内のフロアのみシューズ着用可。フロア以外は着用禁止です。 ・土日祝日の昼間は、部活動優先のため使用を制限しています。 ・学校閉校日は、使用できません。
高月中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ少年団活動のみ使用できます。なお、中学校の学校行事・部活動を優先します。 ・前日までの平日の 8 時～17時の間に鍵を借りに来てください。 ・学校閉庁日(夏・冬)は休館日とします。 【体育館、武道場】 ・ラインテープの使用およびフロア内での飲食(水分補給も含む)は一切禁止です。 ・フットサル等、館内でボールを蹴る競技は利用できません。 ・支柱やネット、得点板は貸し出しますが、それ以外のものは使用者で用意してください。 【グラウンド】 ・ベースやサッカーゴールは貸し出しますが、それ以外のものは使用者で用意してください。 【テニスコート】 ・ネット、審判台は貸し出しますが、それ以外のものは使用者で用意してください。
木之本中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事、部活動を最優先しますので、使用していただけないこともあります。 ・長浜市に登録しているスポーツ少年団のみ使用できます。 ・使用後は活動日誌を記入してください。 ・使用規定を遵守しない団体は、以後の使用をお断りします。 <p>(グラウンド)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の設置物を移動させたときは、使用後に元の位置に戻し、安全確認を行ってください。 ・外トイレの鍵は前日(課業日)の午後 5 時まで学校まで取りに来てください。 ・駐車場については、テニスコート横の駐車場を使用してください。 <p>(屋内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フットサルでの利用はできません。 ・体育館2階は施設開放していません。 ・1階格技場のみ利用できます。
旧鏡岡中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館は、主に本校のバレーボール部が使っていることから、普段は支柱を立て、ネットを張ったままになっています。 ・体育館は、バスケットの新ルールのラインは引かれていません。 ・ネット等の用具は授業や部活動で使用しています。破損した場合は使用者で弁償していただきます。 ・運動場のトイレは使用できません。水道を使用した場合はしっかり栓を閉めてください。 ・駐車場を使用する場合は、まっすぐ駐車し、駐車スペースを確保してください(他団体とかさなることもあるため)。 ・学校閉校日は、使用できません。
西浅井中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館は主に本校のバレー部が使用しています。そのため、普段はネットの支柱が立ったままにしています。 ・本校の体育館には、新ルールのバスケットボールのラインが引かれていません。 ・フットサル等、館内でボールを蹴る競技は利用できません。

●緊急および災害時の対応

人命に関わる事故が発生した場合、119 番通報をし、救急車を呼んでください。

暴風警報・暴風雪警報が発令されているときは、施設の利用はできません。

休日や夜間の体育館・武道場内の忘れ物などは、次へお問い合わせください。

長浜市役所(当直) 電話 0749-62-4111 ※対応が翌日になることもあります。

翌日は児童・生徒が使用します。

子どもたちの手本となるよう大切に利用しましょう。

利用マナーの悪い団体は登録を抹消し、以後の利用をお断りすることもありますのでご了承ください。

◆ 1 1 様式・記入例

令和 6 年度学校体育施設利用団体登録申請書

(□ 学校体育施設利用団体登録内容変更申請書)

年 月 日

長浜市教育委員会 教育長 様

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

学校体育施設を利用したいので、下記のとおり申請します。

団 体 名						登録番号	※申請後に担当課記入	
団体種別 <small>○で囲んでください</small>	一般	スポ少	青少年育成	連合自治会 地協	老人・婦人 ・子ども会	P T A 保護者会	総合型地域 スポーツクラブ	その他 ()
代 表 者						利 用 人 数	人	
活 動 内 容 (種目)								
利 用 目 的								
利用施設等	学校名		<input type="checkbox"/> 小 学 校 (義務教育学校前期課程) <input type="checkbox"/> 中 学 校 (義務教育学校後期課程)		施 設	<input type="checkbox"/> 体 育 館 <input type="checkbox"/> 柔 剣 道 場 <input type="checkbox"/> 運 動 場 <input type="checkbox"/> テニスコート		
利用責任者	住 所	〒						
	ふりがな 氏 名				連絡先 <small>※両方記入 ください</small>	自宅		
	メール アドレス	携帯						
利用希望面数・日程 <small>※希望日程が取れるわけではありません。</small>	面数		: 体育館 (半面・全面)		※柔剣道場、運動場は全面のみ			
	日程		: 毎週・隔週		曜日/第	曜日/月	回/年	回 月頃
	時間		: 時 ~ 時					
備考(あれば)								

※減免対象団体とは、青少年の健全育成に関する活動団体および、公用または公益を目的とする活動団体、教育委員会が特に必要と認める団体とします。

令和6年度学校体育施設利用団体登録申請書

(□ 学校体育施設利用団体登録内容変更申請書)

令和6年 2月 1日

長浜市教育委員会 教育長 様

申請者 住所 長浜市八幡東町 632 番地

氏名 竹生 志麻

連絡先 0749-62-4111

学校体育施設を利用したいので、下記のとおり申請します。

団体名	長浜市市民協働部					登録番号	※申請後に担当課記入	
団体種別 <small>○で囲んでください</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 一般	<input type="checkbox"/> スポ少	<input type="checkbox"/> 青少年育成	<input type="checkbox"/> 連合自治会 地協	<input type="checkbox"/> 老人・婦人 ・子ども会	<input type="checkbox"/> PTA 保護者会	<input type="checkbox"/> 総合型地域 スポーツクラブ	<input type="checkbox"/> その他 ()
代表者	長浜 太郎					利用 人数	15 人	
活動内容 (種目)	バレーボール							
利用目的	練習・試合							
利用施設等	学校名	長浜	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校 (義務教育学校前期課程) <input type="checkbox"/> 中学校 (義務教育学校後期課程)	施設	<input checked="" type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 柔剣道場 <input type="checkbox"/> 運動場 <input type="checkbox"/> テニスコート			
利用責任者	住所	〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地						
	ふりがな 氏名	ちくぶ しま 竹生 志麻		連絡先 <small>※両方記入 ください</small>	自宅 0749-62-4111 携帯 090-1234-5678			
	メール アドレス	sample@city.nagahama.lg.jp						
利用希望面数・日程 <small>※希望日程が取れるわけではありません。</small>	面数	: <input checked="" type="checkbox"/> 体育館 (<input checked="" type="checkbox"/> 片面) ・ 全面 ※柔剣道場、運動場は全面のみ						
	日程	: <input checked="" type="checkbox"/> 毎週 ・ 隔週 月曜日 / 第 曜日 / 月 回 / 年 回 月頃						
	時間	: 午後 7 時 ~ 午後 9 時						
備考(あれば)								

※減免対象団体とは、青少年の健全育成に関する活動団体および、公用または公益を目的とする活動団体、教育委員会が特に必要と認める団体とします。

令和 6 年度 減免団体構成名簿(学校体育施設開放事業)

団体名：

利用学校： 小学校
中学校

【団体種別】 スポ少 ・ 青少年育成 ・ 連合自治会 ・ 老人・婦人・子ども会 ・ その他()

次に該当する団体については、負担金を減免できます。
 ※青少年育成を目的とする団体については、必ず名簿を提出してください。
 (1) 青少年の健全育成に関する活動団体(スポーツ少年団、子どもを対象とした活動団体等)
 (2) 公用または公益を目的とする活動団体(自治会活動、総合型地域SC等)
 (3) その他教育委員会が特に必要と認めた団体

	氏名	住所	年齢	学校名	学年
代表者					
利用責任者					
1					年
2					年
3					年
4					年
5					年
6					年
7					年
8					年
9					年
10					年
11					年
12					年
13					年
14					年
15					年
16					年
17					年
18					年
19					年
20					年

令和 年 月 日

長浜市教育委員会 教育長 様

学校体育施設利用にかかる誓約書

学校体育施設の利用について、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- ・利用上の注意事項に従うこと。
- ・長浜市教育委員会、学校教員等関係者及び市担当課職員の指示に従うこと。
- ・第三者に損害を与えたときは、誠意をもって解決にあたること。
- ・学校施設や設備を汚損または破損したときは、速やかに申し出てその損害を弁償すること。

団体名 _____

代表者名 _____

学校体育施設利用に関する意見等

学校体育施設を利用するにあたり、ご意見等ありましたら記載ください。

学校名 _____ 団体名 _____ 記入者 _____

○学校利用について

○利用日・利用時間について